法務省矯少第１３８号
平成２７年５月２７日

改正　平成３１年４月１５日法務省矯少第４８号

矯正管区長　殿
少年院長　殿
刑事施設の長　殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）
少年鑑別所長　殿（参考送付）
矯正研修所長　殿（参考送付）

法務省矯正局長　小　川　新　二
（公　印　省　略）

在院者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、在院者の外部交通に関する訓令（平成２７年法務省矯少訓第６号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成２７年６月１日）から実施することとしたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

記

１　面会の相手方について

⑴　在院者との面会を原則として許す者は「保護者等」（法第９２条第１項第１号、第２条第５号）であるが、これに該当するか否かの判断は次の点に留意して行うものとすること。

ア　「在院者に対し虐待、悪意の遺棄その他これらに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をした者」であるか否かについては、少年簿、少年調査記録、個人別矯正教育計画策定時の調査等の内容から虐待の有無等の事情を確認する等して少年院の長が判断すること。

イ　「その在院者の健全な育成を著しく妨げると認められる」か否かについては、今後も虐待等を行うおそれがあるか否か等について、当該者と在院者との関係を観察する等して少年院の長が判断すること。

⑵　法第９２条第１項第２号に掲げる者とは、次のいずれにも該当するものであること。

ア　面会の目的が、「在院者の用務」の処理であること。

イ　面会に係る「在院者の用務」が、重大な利害に関わるものであること。
ウ　「在院者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。

⑶　上記（２）の者には、例えば、次のアからエまでの者等が該当すると考えられること。

ア　在院者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者　婚姻、親権、子の養育、相続関係等の調整等のため相談することが必要な者

イ　在院者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者　抗告事件等について付添人又は付添人となろうとする弁護士、民事訴訟や保護処分取消請求等について委任又は相談を受けている弁護士等

ウ　在院者の教育上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者　在学関係や受験手続等の調整等のため相談することが必要な学校関係者

エ　在院者の職業上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者　雇用関係の調整等のため相談することが必要な勤務先関係者

⑷　公的機関の職員との公用を理由とする面会については、原則として法第９２条第１項第２号のいずれかに該当するものと考えられること。

⑸　法第９２条第２項の規定により面会を許すことができる場合としては、面会の申出をした者が在院者が在籍する学校の教師や職場の関係者等であって、近況を伝えることで在院者を励ましたり、復学や復職に係る打合せを行うことを目的とする等の事情により面会の必要が認められ、かつ、次のアからウまでのような事情が認められるときなどが考えられること。

ア　身元が明らかであること。

イ　外部交通の状況等その他の事情から、在院者と良好な交友関係にあり、その関係を維持することが改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。

ウ　暴力団や暴走族等の反社会的集団又は非行集団に関係する者でないことが明らかであること。

⑹　弁護士等が、面会を希望する在院者以外の者から委任又は相談を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、参考人等として事情聴取することを目的として在院者と面会を希望する場合についても、法第９２条第２項の規定により面会を許すこととして差し支えないこと。

⑺　少年院法施行規則（平成２７年法務省令第３０号。以下「規則」という。）第５１条第１項の規定による届出及び同条第２項の規定による疎明資料の

提出又は提示は、規則第６２条の規定による信書の発受に係る届出等と併せて行わせることができること。

⑻　規則第５１条第２項の規定による疎明資料の提出又は提示は、入院時調査の結果等から、届出のあった者と在院者の関係が明らかな場合は、これを省略するものとして差し支えないこと。

２　面会を許さない場合における告知について（訓令第３条関係）

訓令第３条に定める告知は、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について行うものとすること。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある場合には、氏名を省略して告知して差し支えないこと。

３　面会の立会い等について

⑴　面会は職員が立ち会うことが原則であるが、在院者の自主性を尊重することが本人の矯正教育上好ましい場合もあると考えられ、例えば、短期義務教育課程や短期社会適応課程を指定されている在院者や処遇の段階が１級とされた在院者について、矯正教育や社会復帰支援等の観点から必要と認められる場合を除き、法第９３条第１項ただし書により立会いを省略することも考えられること。なお、立会いを省略した場合において、録音又は録画をしても差し支えないこと。

⑵　法第９３条第２項の「特別の事情がある場合」とは、極めて例外的な場合と考えられること。

⑶　録音又は録画をした場合において、面会が特に問題なく終了したときは、内容の確認を省略して差し支えないこと。

４　面会の一時停止等について（訓令第４条関係）

⑴　訓令第４条第１項の「その行為又は発言を制止することで足りると認めるとき」とは、例えば、許可された用務以外の用務の話を続けていたため注意すると、話をやめ、許可された用務についての話を再開する場合等が考えられること。

⑵　面会を一時停止させた場合には、少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令（平成２７年法務省矯少訓第１５号大臣訓令）様式第１０号面会票（以下「面会票」という。）にその旨を記録するものとすること。

⑶　在院者と付添人等又は弁護人等との面会の一時停止については、在院者が面会室内で大声を出し続けて他の在院者等に迷惑を及ぼしたり、器物を損壊したりするような行為に及んだ場合や、付添人等又は弁護人等が自己の携帯電話を使用して在院者と外部の者との間で通話させるような行為に及んだ場合などが想定されるが、その権限はあくまでも少年院の規律及び

秩序を維持するために必要な限度で行使されなければならないこと。

また、在院者と付添人等又は弁護人等との面会の状況を殊更に監視しようとしたりすることは適切ではなく、謙抑的な運用に努めるべきであること。

5　面会の場所について

面会（法第９７条に規定する方法による面会（以下「宿泊面会」という。）を除く。）の場所は面会室のほか、本人の心身の状況、面会者との関係、矯正教育や改善更生の状況等、諸事情を考慮して他の適当な場所を面会の場所として差し支えないこと。

6　面会の記録について（訓令第５条関係）

⑴　訓令第５条第１号又は第３号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、面会終了後に在院者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。

⑵　不正行為の証拠となるものであるか、面談内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の面会の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、面会に立ち会った職員に報告書を作成させ、又は録音若しくは録画した内容を確認するなどし、面会票とは別に面談の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。

⑶　面会の申出をした者に対し、法第９２条の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会票に、面会の申出をした者の氏名、説明内容その他特記事項を記録すること。

7　面会の時間の制限について

規則第５８条ただし書の規定により面会の時間を３０分を下回る時間に制限する場合であっても、面会の実施状況に鑑みて可能な場合には、制限した面会の時間を超えて面会を実施するなど、できる限り面会の時間を長く確保するよう努めること。

8　宿泊面会について

⑴　規則第６１条第２項の規定により宿泊面会の相手方が遵守すべき事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとすること。

ア　正当な理由なく、立入りを許された場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。

イ　食料品及び飲料並びに嗜好品について、少年院の長が許可したもの以外のものを宿泊面会の場所に持ち込んではならないこと。

ウ　在院者と金品の授受をしてはならないこと。

エ　前各号に掲げるもののほか、少年院の規律及び秩序を維持するため必

要な事項

⑵　宿泊面会は１泊を超えないこと。ただし、特段の事情がある場合には２泊以上として差し支えないこと。

９　面会の相手方に対し告知すべき事項について

⑴　面会を申し出る者（付添人等又は弁護人等を除く。）に対しては、規則第６０条に規定する遵守事項のほか、次の事項を周知すること。

ア　あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。

イ　録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を面会室に持ち込まないこと。

ウ　あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。

エ　構内では、必要がある場合に、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かったりすることがあること。

オ　遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了したりすることがあること。

カ　面会には、職員が立ち会い、又は録音若しくは録画することがあること。

キ　職員の職務上の指示に従うこと。

ク　法第９５条第１項の規定による少年院の管理運営上必要な制限の概要

⑵　面会を申し出る付添人等又は弁護人等に対しては、次の事項を周知すること。

ア　少年院の規律及び秩序を害する行為をする場合には、面会を一時停止させたり、終了したりすることがあること。

イ　録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

ウ　カメラ、ビデオカメラ、携帯電話を面会室に持ち込まないこと。

⑶　上記（１）及び（２）の事項の告知は、面会人待合室に掲示する方法等によること。

10　被害者等との面会について

被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）と加害者たる在院者との面会については、次のとおりとすること。

⑴　被害者等から在院者との面会を希望する旨の意向が示された場合において、在院者の心身の状況等から必ずしも直ちに面会を実施することが適当でないと認めるときは、被害者等に対し事情を丁寧に説明し理解を求めるものとすること。

⑵　被害者等が面会を希望する理由が在院者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を求めることを含む。）である

場合には、法定代理人である親権者等と交渉するよう求めることが考えられるが、被害者等が在院者との面会を強く希望する場合には、法第９２条第１項第２号の在院者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとすること。

⑶　被害者等が上記（２）の目的はないが、在院者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、法第９２条第２項に該当するものとして、面会を許すことができること。

⑷　上記（２）及び（３）のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいこと。

⑸　被害者等と在院者の面会を許した場合であっても、在院者自身が面会を拒むことは可能であり、特に上記（１）のような事情がある場合には在院者の意向を十分に確認し、面会を拒否する場合には被害者等に対し事情等を丁寧に説明すること。

11　法第９６条第１項にいう執務時間について

法第９６条第１項にいう執務時間とは、官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正１１年閣令第６号）において午前８時３０分から午後５時までと定めていることから、この時間帯（昼休みを除く。）における付添人等又は弁護人等との面会の実施時間を十分に確保できる態勢を整備しなければならないこと。

12　信書の発受の相手方について

⑴　法第１００条の規定により在院者との信書の発受が一般的に禁止される相手方としては、例えば、受刑者、在院者、暴力団や暴走族等の反社会的集団又は非行集団に関係する者、在院者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者などが考えられるが、その判断は、一律に行うべきではなく、在院者との関係等も考慮しつつ、個別具体的に行うこと。

⑵　規則第６２条第１項の規定による届出及び同条第２項の規定による疎明資料の提出又は提示は、記の１の（７）のとおりであること。

⑶　規則第６２条第２項の規定による疎明資料の提出又は提示については、記の１の（８）と同様に取り扱うこと。

13　信書の検査について

⑴　在院者が発受する信書は法第９９条第１項に基づき職員が検査することが原則であるが、在院者の自主性を尊重することが本人の矯正教育上好ましい場合もあると考えられ、短期社会適応課程や短期義務教育課程を指定されている在院者や処遇の段階が１級とされた在院者でこれまでの外部交通に特段問題がなかった場合については、特に必要がある場合を除き、同条第３項により検査を省略して差し支えないこと。

⑵　法第９９条第２項の「特別の事情がある場合」とは、極めて例外的な場合

と考えられること。

14　信書の差止め等の手続等について（訓令第７条関係）

⑴　訓令第７条第１項の書面は、別紙様式を参考とし、少年院の長が実情に応じて定めること。

なお、同書面には、信書のどの部分が法第１０１条第１項各号のいずれに該当するのか及びその具体的な理由を明らかにしておくこと。

⑵　訓令第７条第１項の規定により報告を受けた少年院の長が、差止め等の措置を要しない旨決定した場合には、速やかに当該信書を在院者に交付し、又は発送すること。

⑶　訓令第７条第２項第１号に定める削除又は抹消の方法によることとした場合には、原則として抹消の方法によるものとすること。ただし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合には、削除の方法によることとして差し支えないこと。

⑷　訓令第７条第２項の規定による決定があった場合には、その年月日、内容、理由、同条第３項の措置を執った年月日等を上記（１）の書面に記録するものとすること。

⑸　訓令第７条第３項第１号、第２号ロ及び第３号ロに定める告知は、適用条項及び当該条項の規定内容について行うものとするほか、同項第１号に定める告知については、それぞれア及びイに定める事項について行うものとすること。ただし、受信書を差し止めた場合において、在院者の矯正教育の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないことができること。

ア　発信書　差止めを決定した日

イ　受信書　受信書が少年院に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

また、上記告知をした場合、上記（１）の書面にその内容を記録すること。

⑹　発信書について削除又は抹消の措置を執った場合において、削除され、又は抹消された箇所を在院者が知り得ないときは、当該箇所を当該在院者に告知すること。

⑺　発受を差し止めた信書及び信書を削除し、又は複製した部分については、その旨を明示した上で、領置倉庫その他の適宜の場所において保管するものとすること。

発受禁止信書等については、法第１０４条第５項前段の規定により出院の際に引き渡さない場合に該当しない場合であっても、その内容等から少年院の規律及び秩序の維持に支障を生じ、又は在院者の犯罪若しくは非行

を助長し、若しくは誘発するおそれがないとはいえないため、出院の際に在院者又はその親権を行う者等に引き渡すことが適当でないと認めるときには、必要に応じて、強制にわたらない範囲で当該信書の廃棄を指導することは差し支えないこと。

⑻　出院の際、発受禁止信書等の引渡しを行わない場合には、法第１０４条第５項前段の適用箇所を在院者に告知すること。

15　信書の発受の記録について（訓令第８条関係）

⑴　検査が行われなかった場合及び確認のための検査にとどめた場合には、その旨を少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令様式第１１号書信票に記録するものとすること。

⑵　信書の内容の要旨の記録は必要に応じて行うものであり、検査の結果、特に問題がなかった場合には、要旨の記録は省略し、又は「近況報告」、「安否伺い」等簡潔な記載にとどめることができること。

特に、付添人等又は弁護人等宛て信書については、特別の事情がない限り、要旨の記録は省略し、又は「審判の件」等簡潔な記載にとどめるものとすること。

16　信書の発信に必要な物品について

法第６２条第２項又は第１０３条の規定による封筒、便箋、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品の貸与又は支給は、必ずしも、在院者の改善更生に積極的に資すると認められる場合等に限定する必要はないこと。

17　被害者等との信書の発受について

被害者等と加害者たる在院者の信書の発受については、次のとおりとすること。

⑴　一般に、被害者等は、加害者たる在院者との関係において、法第１００条の規定により信書の発受が禁止される者には該当しないこと。ただし、被害者等から加害者たる在院者の収容されている少年院に対し、当該在院者からの信書を受領することを拒否する旨の明確な意思表示がなされており、かつ、当該在院者に対し当該被害者等への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該在院者がこれに従わず当該被害者等への信書の発信を申請した場合には、当該発信を許可することは、被害者等の心情を理解しようとする意識を高めるという矯正教育の目的に反するものであるから、当該被害者等を矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者として、法第１００条の規定により当該被害者等との信書の発受を禁止することが相当であること。

⑵　信書の内容が損害賠償の請求や支払（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、法第１００条ただし書

の在院者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができないこと。

⑶　被害者等と発受する信書については、法第９９条第１項の規定により検査を行うものとすること。

⑷　在院者の心情が不安定と認められる場合において、被害者等からの受信書の交付が当該在院者の心身に著しい負荷を生じさせるおそれがあると認められるときは、法第１０１条第１項第３号又は第６号に該当するものとして、差し止めることができる場合があること。

　当該信書を差し止めた後、矯正教育の実施等により在院者の心情が安定し、当該信書を在院者に交付することが可能となった場合には、速やかに交付すること。

⑸　被害者等宛て発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等、法第１０１条第１項各号に該当しない場合であっても、下記（６）の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導するものとすること。ただし、在院者が同指導に従わず、あるいは適当な保護者等がいないため、被害者等宛てに直接発信することを求める場合には、適宜の方法により被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許すものとすること。

⑹　公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信書の内容等から被害者等が在院者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこととして差し支えないこと。

18　電話による通信について

⑴　電話による通信を許す場合として、例えば次のような場合が考えられること。

ア　生活環境や家族関係の調整等のため保護者等との間で打合せを行う必要がある場合

イ　矯正教育又は社会復帰支援に関し保護者等に相談又は報告し、又は保護者等との間で出院の準備に係る打合せを行う必要がある場合

ウ　就学関係の調整や進級等に関し学校関係者と打合せを行う必要がある場合

エ　雇用関係の調整等に関し勤務先関係者と打合せを行う必要がある場合

オ　保護者等が遠方に居住し、又は病気であるなどのため面会することが困難である場合

⑵　電話による通信に当たっては、通話時に相手方を正確に確認することが困難であることから、可能な限り現に面会を実施したことがある者を相手

方として許可する等、他人へのなりすまし等の不正行為が行われることのないよう留意すること。

19　通信の相手方の確認等について（訓令第１０条関係）

⑴　例えば、学校や公務所等に電話をかける場合には、職員が電話をかけ、相手方を呼び出して事情を説明する等した上で、通話を開始することが望ましいこと。

⑵　訓令第１０条第２項の規定により改めて電話の使用を許すときは、訓令第９条の規定により定められた電話の使用日や時間帯以外にまでこれを許す必要はないこと。

なお、必要に応じて、信書の発信等により電話をかける日時等を調整させるものとすること。

20　通信の一時停止及び終了について（訓令第１２条関係）

⑴　在院者が電話による通信が許可された相手方以外の者と通話する場合においても、訓令第１２条第１項又は第２項に規定する措置を執ることができること。

⑵　訓令第１２条第４項により通信を再開する場合には、状況に応じて、後日電話をかけ直すこととしても差し支えないこと。

21　電話による通信の記録について（訓令第１３条関係）

⑴　訓令第１３条の記録に当たっては、電話による通信であることが明らかになるよう面会票に記載すること。

⑵　訓令第１３条第１号又は第３号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、電話による通信終了後に在院者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。

⑶　他人へのなりすまし等の不正行為の証拠となるものであるか、通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音した内容を確認するなどし、面会票とは別に通話の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。

22　電話の使用場所について（訓令第１４条関係）

電話の使用場所としては、例えば単独寮の面接室等が考えられるが、在院者を連行する上で都合の良い場所を選定することとして差し支えないこと。

23　通信に係る費用について

通信に係る費用は、在院者が負担することが原則であるが、在院者に電話による通信を許すことが相当と認められる場合において、在院者が通信の費用を負担することができないときは、法第１０６条第２項の規定により準用さ

れる法第１０３条の「相当と認めるとき」に該当するものとして、料金の全部又は一部を国庫の負担とすること。

なお、外国語による通信を許す場合に、翻訳に費用を要したときの費用負担についても、同様の取扱いとすること。

24　外部交通の助言又は援助について（訓令第１５条関係）

⑴　法第１０８条の助言又は援助に当たっては、在院者が自己の気持ちを率直に伝えることができるようにすることが肝要であり、在院者が萎縮することのないよう十分に配慮し、いやしくも強制にわたることのないよう留意すること。

⑵　信書の発信に係る前項の助言又は援助に当たっては、必要に応じ、施設が提供する用紙に下書きをさせて提出を求めることとして差し支えないこと。

25　外国語による面会等について（訓令第１６条関係）

規則第７０条本文の「特別の事情があるとき」とは例外的な場合であり、信書の発受の目的が一般の社会通念に照らし必ずしも適当でない場合や、在院者に通訳等の費用を負担させても在院者による自弁物品等の購入又は少年院における日常生活上自ら負担すべき費用の負担におよそ支障を生ずるおそれがない場合等が考えられること。したがって、例えば、領置金が少ない外国人在院者が家族と面会又は信書の発受をする場合、教科指導を受けている在院者が学習のため外国語による信書の発受が必要な場合、外国の機関からの照会に対して外国語で回答する必要がある場合等については、「特別の事情があるとき」には当たらないものと考えられること。

なお、日本語を解さない外国人在院者については、面会又は信書の発受の機会を完全に失わせないよう留意すること。

26　手話による面会等について

在院者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担となること。

別紙様式（記１４の（1）関係）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">信　書　検　査　処　理　票</td><td>検査の日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>決定の日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>措置の日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>告知の日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">相　手　方　の　氏　名　等</td><td colspan="2">在　院　者　氏　名　等</td></tr>
<tr><td colspan="3">相手方氏名
発 受 の 別　　発・受
発 受 の 日　　年　月　日</td><td colspan="2">所 属 寮
氏　名
処遇段階</td></tr>
<tr><td>決裁欄</td><td colspan="2">意見・決定</td><td colspan="2">検査対象箇所・理由等</td></tr>
<tr><td>院長</td><td colspan="2" rowspan="2">許可・抹消・削除・差止め・禁止</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>次長</td><td colspan="2" rowspan="2">許可・抹消・削除・差止め・禁止</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>首席</td><td colspan="2" rowspan="2">許可・抹消・削除・差止め・禁止</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>統括</td><td colspan="2" rowspan="2">許可・抹消・削除・差止め・禁止</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>寮主任</td><td colspan="2" rowspan="2">許可・抹消・削除・差止め・禁止</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>担当者</td><td colspan="2" rowspan="2">許可・抹消・削除・差止め・禁止</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

告知欄	年　　月　　日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」［□から当院に到達した・□宛てに発信申請した］信書について、少年院法 □第１００条 □犯罪性のある者 □発受によって、少年院の規律及び秩序を害するおそれがある者 □発受によって、矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者 との発受であることから、　　年　　月　　日に、同信書の［□発信・□受信］を禁止する措置を執ることを決定した。 相手方氏名の告知　□あり・□なし □第１０１条第１項 □第１号　暗号の使用その他の理由によって、少年院の職員が理解できない内容のものである □第２号　発受によって、［□刑罰法令（罪名　　）に触れる行為をすることとなる・□犯罪若しくは非行を助長し、又は誘発するおそれがある］ □第３号　発受によって、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある □第４号　［□威迫にわたる記述・□明らかな虚偽の記述］があるため、［□受信者を著しく不安にさせ・□受信者に損害を被らせ］るおそれがある □第５号　受信者を著しく侮辱する記述がある □第６号　発受によって、在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある と認められるため、　　年　　月　　日に、 □同信書の［□発信・□受信］を差し止める □同信書の当該記述部分を［□抹消・□削除］する 措置を執ることを決定した。 相手方氏名の告知　□あり・□なし 上記のとおり告知した。 告知者
（備考）	本件信書について、　　年　　月　　日に会計係に回付した。 会計係受領　印

注１：告知欄の年月日については、差止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注２：相手方氏名の告知については、差止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注３：法第１０１条第１項第２号の「（罪名）」については、（強要罪）、（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反）等と記載すること。